



# 鳥取県公報

平成14年 5月10日(金)  
第 7 3 8 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (65) (職員課) .....	1
<b>告 示</b>	国土調査法による事業計画の決定 (293) (耕地課) .....	2
	保安林の指定の解除予定 (294) (森林保全課) .....	4
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (295) (管理課) .....	4
<b>公 告</b>	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) .....	5
<b>調達公告</b>	随意契約の相手方の決定 (職員課) .....	6
	随意契約の相手方の決定 (2件) (情報政策課) .....	6
	一般競争入札の実施 (環境政策課) .....	7
	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局高等学校課) .....	9
	落札者の決定 (警察本部会計課) .....	11

——公布された規則のあらまし——

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 休業補償を行わない場合に、少年院において刑を執行する場合を加えることとした。(第6条の3関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則65号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年鳥取県規則第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の3 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の3 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 少年法(昭和23年法律第168号)第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 鳥取県告示第293号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成14年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調 査 面 積 (平方キロメートル)
鳥 取 市	鳥取市津ノ井、杉崎、生山及び桜谷の各一部	平成15年3月31日まで	0.60
倉 吉 市	倉吉市大立及び河来見の各一部	"	2.33

国 府 町	岩美郡国府町大字木原、大字下木原及び 大字神垣の各一部	〃	0.99
岩 美 町	岩美郡岩美町大字本庄の一部	〃	0.52
福 部 村	岩美郡福部村大字八重原、大字海土、大 字中、大字久志羅、大字箭浜、大字南田 及び大字蔵見の各一部	〃	4.06
郡 家 町	八頭郡郡家町大字国中及び大字山田の各 一部	〃	1.24
船 岡 町	八頭郡船岡町大字大江の一部	〃	0.16
河 原 町	八頭郡河原町大字山手の一部	〃	0.41
八 東 町	八頭郡八東町大字三山口、大字三浦及び 大字中の各一部	〃	3.29
若 桜 町	八頭郡若桜町大字浅井の一部	〃	0.16
智 頭 町	八頭郡智頭町大字西宇塚、大字河津原及 び大字東宇塚の各一部	〃	6.92
東 郷 町	東伯郡東郷町大字小鹿谷、大字別所、大 字国信、大字高辻及び大字方面の各一部	〃	0.84
三 朝 町	東伯郡三朝町大字大柿、大字恩地、大字 助谷、大字福山、大字久原、大字曹源寺、 大字上西谷、大字福本、大字笏賀及び大 字穴鴨の各一部	〃	3.97
関 金 町	東伯郡関金町大字松河原、大字泰久寺、 大字今西及び大字堀の各一部	〃	2.95
北 条 町	東伯郡北条町島、米里及び曲の各一部	〃	0.92
東 伯 町	東伯郡東伯町大字矢下、大字宮場、大字 八反田、大字上法万、大字杉地、大字八 橋、大字古長、大字別宮、大字三本杉、 大字中津原及び大字野井倉の各一部	〃	1.24
赤 碓 町	東伯郡赤碓町大字出上、大字八幡、大字 赤碓及び大字勝田の各一部	〃	2.06
西 伯 町	西伯郡西伯町大字北方及び大字猪小路の 各一部	〃	2.30
会 見 町	西伯郡会見町朝金の一部	〃	0.83
岸 本 町	西伯郡岸本町番原、久古、大原、清原、 真野、口別所及び吉定の各一部	〃	1.38
淀 江 町	西伯郡淀江町大字西原、大字中西尾、大 字本宮、大字西尾原、大字福井、大字福 頼及び大字平岡の各一部	〃	1.45
大 山 町	西伯郡大山町長田の一部	〃	0.73
中 山 町	西伯郡中山町束積、羽田井、栄田、田中、 下市及び殿河内の各一部	〃	1.78
日 南 町	日野郡日南町矢戸及び阿昆縁の各一部	〃	4.16

日 野 町	日野郡日野町久住の一部	〃	0.98
江 府 町	日野郡江府町池ノ内、日の詰、及び尾之上原の各一部	〃	0.74
溝 口 町	日野郡溝口町父原の一部	〃	1.24

**鳥取県告示第294号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
気高郡青谷町大字長瀬字宮島917の4、918の2、918の10
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**鳥取県告示第295号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 処分をした年月日  
平成14年4月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地  
東和建设有限会社 代表取締役 村上 大治  
岩美郡福部村大字細川16 - 3
- 3 処分の内容  
平成14年5月11日から同月17日までの7日間の営業の全部の停止
- 4 処分の原因となった事実

東和建设有限会社は、鳥取県発注の主要地方道鳥取福部線地方特定道路整備工事（道路改良）（3工区）に関し、元請負業者であるやまこう建設株式会社と下請契約を締結した。この際、東和建设有限会社が受けていた建設業法第3条第1項の許可が既に失効しており、当該許可の更新に係る申請書を県に提出していないにもかかわらず、やまこう建設株式会社に対し、既に申請書を提出していると誤解される報告を行い、同社から繰り返し建設業許可通知書の写しの提出を求められたが、これを提出しないまま下請契約に係る工事を行った。

このことが、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

---

公 告

---

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年 5月10日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成14年 6月 4日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署 3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成14年 6月25日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第1会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 電子計算組織による給与事務処理等 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成14年4月1日
- 4 契約の相手方の 財団法人鳥取県情報センター  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 48,323,730円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部職員課  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 公共情報ネットワークシステムに係る設備の賃貸借及び保守 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成14年4月1日
- 4 契約の相手方の 財団法人鳥取県情報センター  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 45,721,842円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 公共情報ネットワークシステムの管理運営等 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成14年4月1日
- 4 契約の相手方の 財団法人鳥取県情報センター  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 73,401,494円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 件名及び数量

鳥取県衛生環境研究所清掃業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成14年7月1日から平成17年3月31日まで

### (4) 履行場所

東伯郡羽合町大字南谷526 - 1 鳥取県衛生環境研究所

### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

(3) 平成14年5月10日（金）から同年6月19日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第6号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 平成10年度以降に鳥取県が発注した庁舎に係る清掃業務又は建物延べ床面積が1,500平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県衛生研究所総務課

#### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0801 鳥取市松並町二丁目470

鳥取県衛生研究所総務課

電話 0857 - 23 - 0051 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成14年5月10日(金)から同年6月3日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年5月27日(月)午前10時

鳥取県衛生環境研究所新築工事現場事務所会議室(東伯郡羽合町大字南谷)

必要に応じて、現場の下見を行う。

(4) 郵送による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年6月20日(木)午後1時30分

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

#### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年6月3日(月)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Cleaning of Tottori Prefectural Institute of Public Health and



Environmental Science

(526 - 1 Minamidani Hawai - cho Touhaku - gun Tottori), 1 Set

- (2) Time - limit for submission of documents for the qualification confirmation : June 3 ,2002 5 : 00PM
- (3) Time - limit for submission of tenders : June 20,2002 1 : 30 PM
- (4) Contact Point for the notice : General Affairs Division ,Tottori Prefectural Public Health Laboratory  
470 Matsunamicho Tottori - shi 680 - 0801 Japan TEL : 0857 - 23 - 0051

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立境水産高等学校海洋練習船 1隻

### (2) 調達案件の概要

- ア 船種 国際航海を行う第3種漁船
- イ 船質 鋼
- ウ 船型 全通二層甲板船
- エ 全長 約57.00m
- オ 型幅 約9.50m
- カ 型深さ 約6.25m
- キ 満載喫水 約3.80m
- ク 総トン数 約500トン
- ケ 主機関 中速ディーゼルエンジン 2,000PS×1台
- コ 航海速力 12.5ノット以上
- サ 定員 68名

### (3) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書等による。

### (4) 納入期限

平成15年3月25日（火）

### (5) 納入場所

鳥取県知事が指定する日本国内の場所

### (6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定により更生手続開始の申立てをし、又はされた者にあっては、同法による更生計画の認可が平成14年5月24日（金）までになされていること。

(3) 平成4年4月1日以降に漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする国際総トン数500トン以上の国若しくは地方公共団体の船舶（よつ備船を除く。）を複数隻建造した実績を有する者又は平成4年4月1日以降に漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の国若しくは地方公共団体の船舶（よつ備船を除く。）を建造した実績を有する者であること。

(4) 建造された船舶に関する保守点検、修理、部品供給等のサービスについて、その体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な対応が可能であると認められる者であること。

(5) 平成14年5月10日（金）から同年6月20日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局高等学校課

### 4 入札手続等

#### (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局高等学校課設備係

電話 0857 - 26 - 7698

#### (2) 入札説明書の交付方法

##### ア 直接交付する場合

##### (ア) 交付期間及び時間

平成14年5月10日（金）から同月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

##### (イ) 交付場所

(1)の場所

##### イ 郵送による場合

平成14年5月10日（金）から同月17日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年6月10日（月）午後2時

鳥取県庁第4会議室（本庁舎地階）

#### (4) 郵送による入札

不可とする。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年6月20日（木）午後1時30分

鳥取県庁第4会議室（本庁舎地階）

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）その他必要な書類を4の(1)の場所に平成14年5月24日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

この一般競争入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて

提出しなければならない。ただし、本件入札に参加する者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合その他知事が別に定める場合においては、これを免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を本契約となるまでの間に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合その他知事が別に定める場合においては、これを免除する。

7 その他

(1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量

ノート型コンピューター 372台

レーザープリンター 27台

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成14年3月28日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー中国  
広島県広島市中区東白島町14 - 15

5 落 札 金 額 月額2,327,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 入 札 公 告 日 平成14年2月15日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

